

議案第5号

鳥取県町村消防災害補償組合同規約を変更する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、次のとおり鳥取県町村消防災害補償組合同規約の一部を変更する協議をすることについて、同法第290条の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年3月8日

三 朝 町 長      吉   田   秀   光

鳥取県町村消防災害補償組合同規約の一部を改正する規約

鳥取県町村消防災害補償組合同規約（昭和29年告示第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第15条の7」を「第24条」に、「第34条」を「第45条」に改める。

第7条の次に、次の1条を加える。

（会計管理者）

第7条の2 組合に会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、組合の職員のうちから、組合長がこれを任命する。

第8条中「吏員その他の職員」を「職員」に改める。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。